生物遺伝資源保管委託同意書

　　　　　　　　　　　（以下「保管委託機関」という。）と大学連携バイオバックアッププロジェクト(IBBP)の中核機関である基礎生物学研究所IBBPセンター(以下「中核機関」という。)は、保管委託者である　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「委託者」という。）が中核機関に生物遺伝資源(資源名：　　　　　　　　　　　　，受付番号：　　　　　　　　　　　　　　　)（別紙記載可）（以下「本生物遺伝資源」）の保管を委託するにあたり、次の事項に同意する。

【保管委託の条件】

1. 保管委託機関は中核機関に対して、以下の各号が真実であることを確認し保証する。
2. 保管委託機関において委託者が本生物遺伝資源の保管の委託に関する権限を有していること。
3. 本生物遺伝資源についての保管審査申請書及びその添付資料に記載した内容に誤りがないこと、特に本生物遺伝資源にヒトに対する病原性がないこと。
4. 保管委託機関が知る限り、本生物遺伝資源の保管の委託が、第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないこと。
5. 本生物遺伝資源の保管期間は保管の開始日から3年間とする。但し、委託者からの期間延長の申請に基づき、計画推進委員会が期間延長を承認した場合には、保管期間は計画推進委員会が承認した期間延長されるものとする。中核機関は、保管期間満了の5か月前までに、本生物遺伝資源の返却手続及び保管期間の延長申請の手続きについての案内を委託者宛に送付するものとし、委託者は保管期間満了の3か月前までに返却手続又は延長申請の書類を提出するものとする。
6. 前項にかかわらず、中核機関は、やむを得ない事情がある場合（例えばIBBPに対する国の予算が打ち切られた場合や災害等で中核機関での保管の継続が困難な場合）には、保管期間の途中であっても保管を打ち切ることができるものとする。但し、中核機関は、保管の打ち切りを3か月前までに予告するように努力するものとする。
7. 保管期間中に委託者から返却の申請があった場合、又は保管期間が満了した場合には、中核機関は委託者に対して本生物遺伝資源を返却する。具体的な返却手続は随時中核機関が定めるところによるものとする。返却時の送料に関しては委託者が負担する。
8. 保管委託機関は、生物遺伝資源の保管を委託中の当該委託者が退職する際には事前に中核機関に対して当該委託者の新しい連絡先を通知するとともに、委託者の退職後であっても中核機関の要請がある場合には、当該生物遺伝資源の保管に関する中核機関から委託者への連絡を仲介するように努めるものとする。また、保管委託機関は、中核機関の要請により当該委託者が保管を委託した生物遺伝資源を引き取るものとする。
9. 保管期間満了又は第3項による保管の打ち切りまでに委託者が返却を受けなかった場合には、中核機関は本生物遺伝資源を破棄できるものとする。
10. 中核機関は、本生物遺伝資源及びこれに関して委託者から提供された情報を、本生物遺伝資源の保管及びこれに関連する業務の目的以外には使用しない。（詳細はIBBPセンターホームページ（http://www.nibb.ac.jp/ibbp/content/policy.html）に記す）
11. 中核機関は、本生物遺伝資源の保管に関連する業務（本生物遺伝資源の管理、輸送、返却などを含む）により、本生物遺伝資源の毀損、変質、消失、外部への流出等が生じたとしても責任を負わないものとする。但し、中核機関の故意又は重過失による場合はこの限りではない。
12. 本生物遺伝資源の保管の委託に関連して、中核機関が負担する損害賠償等の責任の総額は、故意・重過失の有無を問わず、いかなる場合にも金10万円を超えないものとする。
13. 保管委託から発生する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とする。

中核機関と保管委託機関及び委託者は、以上により同意書２通に署名し、それぞれが１通を所持する。

中核機関：

平成　　年　　月　　日

４４４－８５８５　愛知県岡崎市明大寺町字西郷中３８番地

大学共同利用機関法人自然科学研究機構

基礎生物学研究所長　山本　正幸　　印

４４４－８７８７　愛知県岡崎市明大寺町字東山５－１

大学共同利用機関法人自然科学研究機構

基礎生物学研究所

特任教授　成瀬　清　　印

保管委託機関：

平成　　年　　月　　日

住所

機関名

機関責任者役職名

機関責任者名　　　　　　　　　　　印

委託者：

住所

機関名

研究者役職名

研究者氏名 　　　　　印